

## シリーズ「職場での新型コロナウイルス感染症対策」

### (その6) 差別や偏見を起こさせない

#### ●コロナから職場復帰した従業員は、もう他人に感染させることはない

新型コロナウイルスに感染して発症しても、

軽症であれば、発症から8日経過すれば他人に感染させることはありません。

また、症状が消失して72時間経過すれば他人に感染させることはありません。

職場復帰した従業員は、他人に感染させる恐れがなくなっているから復帰しているということを、従業員に周知させましょう。

#### ●どんなに気を付けていても、感染する可能性はある

たとえどんなに気を付けていたとしても、感染してしまう可能性はあります。

感染リスクが高い行動というのは確かにありますが、

感染した人がその行動をとっていたと決めつけるのは間違いです。



#### ●マスクをつけられない人もいる

皮膚の病気や、体温調節が苦手な病気や、発達障害に伴う感覚過敏などで、マスクをつけることができないという人もいます。

そんな従業員がいる場合は、他の従業員との距離を保つことができるように工夫して、孤立しないように配慮しましょう。

#### ●感染することに強い不安を感じる従業員に配慮を

感染することに強い不安を感じる人もいます。

感染リスクの感じ方には個人差があることを企業全体で共有しましょう。

#### ●コロナが不安な妊婦とその企業は、国が支えてくれる

妊婦健診で、仕事や通勤でコロナに感染してしまうかもという心理的なストレスが母体や胎児の健康に悪影響をもたらすという指導を受けた場合、

それを事業主に申し出れば、事業主はこの指導に基づいて必要な措置を講じなければならず、その企業には助成金があります。

該当するかもしれない方は、主治医に「母健連絡カードを書いて下さい」と頼んでみましょう。

また、そのカードを提出された企業の総務担当者は、

「職場における妊娠中の女性労働者等への配慮について」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_11067.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11067.html)

をご覧ください。